

国際化の中の日本語教育 ⑥

やさしい日本語

前号で技能実習生の話や多文化共生社会について述べてきたが、これからの時代は「やさしい日本語」に関心が集まるだろうと思われる。『「やさしい日本語」は何を指すか』(庵功雄・イヨンスク・森篤嗣編、ココ出版、2013年)の中で、庵功雄は次のように述べている。

現在、定住外国人の数が増えています。このことの背景にはさまざまな要因が考えられますが、人材の移動のグローバル化と日本社会の少子高齢化および生産年齢人口(15～64歳)の減少傾向がその大きな要因であることは間違いありません。つまり成功の場を海外に求めようとする人の流れと、外国人の力を必要とする日本国内の動きが同じ方向を向いているのです。このように、これからの日本社会を支えていく上で外国人の力がどうしても必要であるとすれば、そのような理由で日本にやってくる外国人が母国でと同じように、日本においても自己実現できることを保証する必要があります。

日本の各自治体でも、多言語による情報提供は以前より進み、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語で情報を提供するようになってきて、実際にそれらを目にすることも多くなった。しかし、これらの言語以外の人にはこぼれてしまう。また全国調査で定住外国人が「自分がわかる外国語」として挙げた言語は、日本語(62.6%)英語(44.0%)と、日本語よりむしろ英語の方が低いという結果もある。つまり地域社会において日本人と外国人との間での共通の言語として、「やさしい日本語」が必要になってくるということである。

やさしい日本語の具体例

「やさしい日本語」が実際にどのようなものなのか、少し紹介したい。地方公共団体などから提供されている情報などの公的文章をやさしい日本語に直した例である。

書き換え例1

(原文)

『防犯協会』や『防災センター』という実在する団体・公共機関の名前をかたり、生徒の名前やその友人の電話番号を聞き出す手口が8月10日前後からA市内の小中学校で相次いでいます。

(書き換え文)

『防犯協会』や『防災センター』などの名前を言って、嘘をつきます。それから生徒の名前や友だちの電話番号を聞きます。電話は8月10日ぐらいからA市の小学校・中学校でたくさんありました。(前掲書10頁)

庵功雄は書き換えのポイントとして、「できるだけ、短い文に区切って表現する」「意味的に重要な部分だけを訳す」「文全体の意味を取って必要な部分のみを訳す」「漢語は必要最低限のみ残し、残りは和語に書き換える」と書いているが、筆者も同意することばかりだ。これらは日本語教師であれば、日々、実践していることである。授業で積み上げてきた語彙や文型をわかっているのか、それらを駆使し、難しい文章でも学習者に分かるようにかみ砕いて伝えることを日常的にやっていると言える。では日本語教師以外の人にはできないのかと言えば、そんなことはない。上記に挙げたポイントを意識しながら説明することで、

わかりやすい「やさしい日本語」になるのである。多文化共生社会においてはこういった「やさしい日本語」が重要視されるのは間違いのないし、多くの技能実習生が実際に来日している地域社会においても、経験からすでに実践されているのである。

ある福祉施設を訪問して

先日、老人福祉施設を経営されている方から、介護実習する留学生のための日本語学校を開設したいとの相談を受け、実際に訪問してお話を伺った。この連載の中で技能実習や多文化共生社会についても書いてきたこともあり、それらと日本語教育との関連について研究する上で、参考になると思った。筆者自身も親が介護施設にお世話になっていた時期があり、介護施設に親を迎えに行った時に、中国人スタッフもいるということを知り、関心を持っていたが、現場の方々の話を聞く機会などはなかったため、いい機会になった。話を伺って驚いたのだが、自分の想像より、はるかに介護の分野では人材不足が深刻である。求人をかけても応募する人はなく、人手不足で勤務のローテーションを組むにも厳しい状況があると伺った。建物や設備など施設が整ってはいても、そこで実際に働く人材が不足しているというのが現実のようだった。またこれからの時代、団塊の世代が高齢化し、日本は益々、介護の分野を整えていくことが急務なのに、働き手が全く足りていないという状況があり、ここでも外国人に助けてもらわなければならないという現実を知った。新型コロナウィルスの影響で、クラスターを発生させないように神経を使い、医療・介護の世界で働く人たちは疲弊していると聞く。またこのコロナ禍で来日する外国人の数も大幅に減り、現状はかなり厳しいようだ。世界的にパンデミックが収まれば、また来日する外国人も増えるのであろうが、それまでに国は制度をさらに整えていかなければならないのではないだろうか。

技能実習から特定技能へ

2019年4月から外国人労働者の受け入れを拡大する新たな制度として「特定技能」という在留資格が新設された。しかし、技能実習制度と何が違うのか、分かりにくい部分がある。そもそも「技能実習」は「技術移転による国際貢献」が目的であり、帰国後に習得した技能を母国の経済発展に活かしてもらうものである。したがって、受け入れ年数や人数、対象職種の種類がある。それに対して「特定技能」は「労働力の確保」が目的であり、「技能試験・日本語試験」に合格し、特定技能の資格があれば、同分野内で転職も可能になる。また受け入れ人数も「介護」や「建設」の分野以外では制限もない。「特定技能1号」では日本語能力試験N4レベルの合格が必要であるが、N1(難しい)～N5(易しい)までである試験の下から2番目で「基本的な日本語を理解することができる」レベルである。具体的には学習時間数300時間位、語彙数2,000語位、漢字300字位で、筆者が勤める学校では普通の進度のクラスで4月入学に入学して、10月頃にはそのレベルまで進む。日本語能力試験は年に7月と12月の第一日曜日にあるので、12月まで勉強を続ければ十分に合格できるレベルである。つまり上記の「やさしい日本語」で、ある程度の会話ができればということである。外国人は言葉が通じないからできれば避けたいなどとは思わないで、積極的にコミュニケーションを取ってもらいたいと願う。